

事業所名

学び舎りぐ 美濃山舎

支援プログラム

作成日

2025年

3月

1日

法人（事業所）理念	当事者の皆さん安心できる居場所であり続けることを目指します。そして、当事業所からたくさんの子どもたちが巣立ち、自立して社会の員として活躍できるよう得意を見つけ、伸ばし、同時に社会的スキルを育みます。								
支援方針	1. 良質なサービスの提供 2. 人権の擁護 3. 安全・清潔への配慮 4. 法令の遵守 5. 生きる力と生き抜く力 6. 自己肯定感の醸成								
営業時間	(学校日) 14 時 00 分から 19 時 00 分まで (土曜等休校日) 11 時 00 分から 16 時 00 分まで	送迎実施の有無		あり	なし				
	支 援 内 容								
本人支援	健康・生活	<p><健康状態の維持・改善></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検温や健康観察を通じて、異変に気づき、必要な処置を行う。意思表示が困難であるこどもに対しては、小さなサインでも異変に気づけるよう、観察強化を行う。 <p><生活習慣や生活リズムの形成や生活スキルの獲得></p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠、食事、排泄、身辺整理等の基本的な生活習慣の獲得及び維持が可能となるよう支援する。また、口腔機能の向上や手指の運動機能の状態に応じた自助具に関する支援や食育にも努める。 ・衣服の調節、室温の調節や換気、病気の予防や安全への配慮を行う。 ・障害の特性に配慮し、時間や空間を構造化し、生活環境の調整を支援する。 							
	運動・感覚	<p><姿勢と運動・動作の基本的技能の向上や補助的手段の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。 ・姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。 <p><身体の移動能力の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常生活に必要な移動能力や、事業所外での移動や交通機関の利用など、社会的な場面における移動能力の向上のための支援を行う。 <p><保有する感覚の活用や代行手段の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。 ・個々の特性に応じて、保有する感覚を用いて情報収集や状況把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器やICTを活用すること等の代行手段を的確にできるように支援する。 <p><感覚の特性への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。 							
	認知・行動	<p><認知の特性についての理解と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の特性に応じた情報処理パターンに配慮した支援を行う。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。 <p><対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の発達段階に合わせた認知機能の発達を促し、環境との調整や自発的な働きかけができるように支援する。 <p><行動障害への予防及び対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。 							
	言語 コミュニケーション	<p><コミュニケーションの基礎的能力の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の特性に応じて、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることができるよう支援する。 ・話し言葉や文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援する。 <p><言語の形成と活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるよう支援する。 <p><人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人との相互作用を通して、場面に応じた言動・対応などコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。 <p><コミュニケーション手段の選択と活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語的・非言語的な手段や機器（パソコン・タブレット等）を活用して本人に応じた意思伝達の方法を獲得する。 <p><読み書き能力の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のあることなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。 							

人間関係 社会性	<p><アタッチメント（愛着）の形成と安定、情緒面の安定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもが基本的な信頼感を持つことができるよう、指導員が介入し、安心感や自己コントロール力を育成し、心の居場所づくりの支援を行い、情緒的な安定を図る。 <p><他者との関わり（人間関係）の形成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者の気持ちや意図を理解し、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることや場に応じた適切な行動ができるように支援する。 <p><遊びを通じた社会性の促進、仲間づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの発達段階に合わせた遊びを通じて、社会性の発達や対人関係の構築を支援する。 <p><手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や仲間づくりにつながるよう支援する。</p> <p><自己の理解と行動の調整></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分のできることや苦手なことなど自己理解を促すことで、気持ちや情動を調整して状況に応じた行動ができるように支援する。 		
家族支援	<p><アタッチメント（愛着）の安定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援 <p><家族からの相談に対する適切な助言等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助 ・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援 ・こどもの支え方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案 ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援 ・心理的カウンセリングの実施 ・保護者同士の交流の機会の提供 ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助 <p><障害の特性に配慮した家庭環境の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施 ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供 	移行支援	<p><放課後児童クラブ等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な移行を見据えたこどもへのアセスメント ・具体的な移行先との調整や情報共有 ・家族への情報提供や移行先の見学調整 ・移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ・移行先への相談援助 ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助 <p><放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有 <p><同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の学校や放課後児童クラブ、児童館、地域住民との交流
地域支援・地域連携	<p><通所利用児に係る地域の関係者・関係機関と連携した支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や放課後児童クラブ等 ・医療機関等 ・発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等 ・障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所 ・児童相談所やこども家庭センター ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等 ・民生委員 	職員の質の向上	<p><職員の知識・技術の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の企画と実施又は研修の機会を確保する。 <p><具体的には、放課後等デイサービスに期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性・障害種別・障害の特性、こどもと家族に対する適切なアセスメントと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者権利条約の内容等の理解等。></p> <p><研修の受講機会等の提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催、自己研鑽のための図書の整備等。 ・医療的ケア児への適切な対応のための喀痰吸引等の研修の受講機会を設ける。 ・強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修の受講機会を設ける。
主な行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日・祝日・長期休暇等には体験を中心とした療育や行事を開催。 ・季節ごとの行事を開催(ハロウィン・クリスマス等) 		